主 文原判決を破棄する。 被告人は無罪。 理 中

本件控訴の趣意は、弁護人若山梧郎同関根潔共同作成名義の控訴趣意書に記載してあるとおりであるから、これを引用し、これに対して当裁判所は、つぎのように 判断をする。

所論は、自動車の運転者が助手の誘導によつて車両を後退させる場合には、バックミラーによつて後方を確認し、助手の誘導に従うだけで注意義務を尽したものと 解すべきであり、助手の安全は、助手自らこれを図るべきである、したがつて、本 件被告人が、原判示コンクリート柱の前に助手Aの立つていたことを予測しなかつたとしても被告人の過失ではない、しかるに原判決が、原判示のごとく注意義務を 解し、本件事故が被告人の過失によるものと認定したのは事実を誤認したものであると主張するので、その所論に徴して按ずるに、原判決挙示の各証拠その他記録並びに当公判廷における被告人の供述によれば、原判示のごとく被告人が運転した自動車は、いわゆる大型貨物自動車でいすゞTX五五二型六二年式、長さ七・五五メートル、幅二・三二メートル、高さ二・三二メートル、後部荷台下部の高さは地上から一・一七メートル、その外枠の高さはC・五八メートル、右ハンドルで、スワ 当時、後部荷台には荷物が積まれ、幌がつけられていたこと。被告人は原判示の日 午前八時五分ころ、本件被害者たるAを助手(なお、同人は、被告人と同じB株式 会社に助手として勤務していたものであり、平素から被告人の自動車に同乗していた。)として同乗させ、前記自動車を運転して原判示C株式会社埼玉工場に荷物(ダンボール箱)を運搬して行ったが、同工場は初めての運搬先であったので、荷 物を卸す場所を尋ねさせるため、同工場正門附近の守衛所前でAを降ろしたこと。 そして、被告人は、正門から北に通ずる工場構内の中央道路を徐行して行つたとこ ろ、その道路から西側へT字に岐れている全長約一七・七メートル、幅約九・・ メートルの道路(その両側には縁石がある。以下、積卸道路という。)の突き当り に建つている第二工場東側のコンクリートたたきの部分(以下、荷物積卸場という。)に、被告人の運搬してきた荷物と同様の荷物が積まれてあるのを見たので、そこが積卸場と判り、そこへ自動車をつけようと思つて一旦停止し、車内からその積卸道路の状況を伺つたこと。そのころ、積卸道路の略々中央(左右、前後とも。)附近に一台の大型トラックが停車していたので、被告人はその右(北)側に自分の自動車を後退させて入れたると考え、中央道路を若干前後して精知道路を小 自分の自動車を後退させて入れようと考え、中央道路を若干前進して積卸道路を少 し行き過ぎたところで再び停止し、そこから後退を始め、序々にハンドルを左に切 つて積卸道路に後退して入つて行つたが、車体が積卸道路と略々平行になる直前こ ろ、Aが前記第二工場東側たたき部分を、被告人が車をつけようとしている積卸場の方向に歩いてくるのを、右斜後方約二二メートルの地点に現認したこと(そのときのAの位置は、後記本件事故のコンクリート柱からは約一八メートル南方の地 被告人は、引き続き後退し、前記中央に停車している自動車の右側に入り、 略々並列した位置まで来てまさに停止しようとしたさい、自車後方(真後ろ部分、 すなわち両側バックミラーの死角内の部分)から、Aが「オーライ。オーライ。」 と言つて自車を誘導する声を聞いたこと(そのさいの被告人の自動車の位置は、その左側から積卸道路北側の縁石まで約〇・五メートル、運転席から荷物卸場のたた きの端、すなわち積卸道路の終点まで約一〇メートルのところであり、被告人の自 動車の長さが前記のごとく七・五メートルであることを考慮に入れると、自動車の 後部とたたきの端とは僅かに四メートル前後の距離となる。)。被告人は、右のごとくAの声を聞いたので、同人がいつものごとく自車を誘導してくれているものと 信じ、自動車を停止することを思い止まり、徐行してさらに後退を続けたところ 前記積卸場のたたきの部分に立つている、正面の幅約九〇センチメートル、奥行約 七〇センチメートルのコンクリート柱の正面の左寄部分と自車左後部との間にAを

| 大きせる結果を招いたものであることが、それぞれ認められる。 ところで、記録によるも、被告人が前記のごとくAの誘導の声を聞いた地点までの運転(後退)方法には、被告人に過失その他の責むべき事由があつたものとは認められない。それ故、本件事故に対する被告人の責任の有無は、同地点以後の後退方法、すなわち、前記のごとく僅か四メートル前後の間の後退方法に関することと する。そこで、その間における被告人の過失の有無について按ずるに、およそ自動車の運転者が車両を後退させるにあたつては、常に後方の安全を確認したうえではいばならない業務上の注意義務が存することは当然であり、その安全を確認す

をなす趣旨そのものが没却される結果を招くことは所論のとおりである。 いま、これを本件についてみるに、記録によれば、被告人の自動車は前記のごとく後部荷台に幌がつけられてあったため、自ら降車する以外、その後方(真後多の見透しは不可能であったのに、被告人が降車してその後方の安全を確認した事実に入るまでの間に、積卸道路およびたたき附近の安全を十分確認してくれていることがあるまでの間に、積卸道路およびたたき附近の安全を十分確認してくれているに入るまでの間に、積卸道路およびたたき附近の安全を十分確認してくれているといりながらも、自車両外側のバックミラーで見透しうる範囲の後方についてといるとの安全を確認しながら、徐行して後退したものであることが認められるとはた、他方、被告人自ら降車するなどして、誘導中の助手自身の安全を確認しなたい。

原判決はまた、被告人は自動車の両外側バックミラーも見ていなかった旨判示し、その根拠として、原審における最初の検証にさいし、本件事故後Aが倒れていた位置として、原審におけるのに被告人が立つていたものとすれば、十分である。しかし、記録によれば、前記積卸道路の路面は、大部分が非舗装の内側をである。しかし、記録によれば、前記積卸道路の路面は、大部分が非舗装の内側をである。と、その積卸道路の北側の縁石は高さ、幅いずれも約一五センチメートルの側溝(コンクリートの蓋があって路面の一部を致していることがあり、その側溝の内側の線は前記コンクリートのを端と略々一段にいることが記り、その側溝のではあるが、大体その縁石に沿って後退したというの状にあったものではあるが、大体その縁石に沿って後退したというの状態にあるに行ったものではあるが、大体その縁石に沿って後退したというの状態にあるところ、さずれば被告人の自動車の左外側バックミラーによってとが認められるところ、さずれば被告人の自動車の左外側バックミラーによって

は、後記コンクリート柱正面の左寄りの部分の見透しはできないことは原審の検証調書(昭和四二年四月六日実施のもの)の記載によつて明白である。しかして、原 判決にいわゆる被告人の指示地点(Aの転倒位置)は、コンクリートの柱の正面 で、前記縁石が突き当つた箇所よりは右側の地点であることが明らかであり、同地 点は被告人の自動車の左外側バックミラーによつて見透しが可能であることは原審 の検証調書(前記昭和四二年四月六日実施のもの。)によつて認められるが、そも そも、Aが挾圧されて転倒していた地点は、原審の最初の検証におけるDの指示、並びに司法警察員作成の昭和四〇年一二月三日付実況見分調書(とくに同調書添付の写真(3)の血痕の状況)等各証拠によれば、右縁石の突き当つた箇所の右側部の分割による。 分ではなくて左側部分であり、しかもその左側部分のうちの左寄りの箇所である (その箇所は、前記のごとく被告人の自動車の左外側バックミラーによつては、見 透しは不可能な場所である。)ことが認められるのであるから、原判決の説示する ところはその前提を誤つたものというべく、したがつて、原判決のごとく、被告人 が事故前Aの姿を現認しなかつたからといつて、直ちにバックミラーそのものを見

なかつたものと即断することはできない。 ただ、前記のごとくAは被告人の自動車左後部とコンクリート柱正面との間に挟 圧されたという事実に徴すれば、被告人の自動車は、かりにAがそこに居なかつた としても、右コンクリート柱に衝突あるいは接触することになり、そうだとすれ ば、その点に後退進路の確保を誤つた過失が存するといえないわけではない。

すなわち、被告人は、大体縁石に沿うて後退したのであるから、車輪より若干外 側にはみ出している車体は側溝上にかかる状態になることは前記のとおりであつ て、そのまま後退すれば前記コンクリート柱の左寄り部分に衝突あるいは接触する ことは明らかというべく、したがつて、車体の位置が側溝上にかからないように、 車輪を側溝より離して後退すべき注意義務があつたというべきではあるが、それ も、車体が車輪よりもはみ出ている程度の誤差に過ぎないのみならず、記録によれ ば、その柱の附近にはなんら進行を妨げるがごとき障害物はなかつたのであるし、 当時、前記埼玉工場においては始業のベルが鳴り終つた直後であり、本件事 故現場附近には他に人は居らず、かかる状況は、被告人が中央道路から後退を開始するにあたつて現認していたことが認められるのであるから、被告人において、右コンクリート柱附近に人が居り、自車がそのコンクリート柱に接触あるいは衝突することによつて人に危害を及ぼすことあるを予見すべき状況にあつたとは認めがたい。それ故、ちのごとくコンクリートはに衝突ないと接触するとのもにつきが失く い。それ故、右のごとくコンクリート柱に衝突ないし接触するとの点につき被告人 に若干進路を誤つた過失があるとしても、そのことを捉え、助手の予期せざる進路 を後退したとして被告人に本件事故の責任を嫁することはできない。いわんや、被 告人の後退距離は、前記のごとく僅か四メートル前後のことであり、その間を徐行 して後退したことが明らかであるから、右進路の是正は、誘導中のAにおいても、 これを是正するように被告人に対して指示すべきであり、被告人としても、このことを期待するは格別、右のごとき後退進路上に当該助手自身が佇立していて危難に 遭うごとき状況にあるなどとは到底予測しがたいことである。

なお、原判決は被告人が最徐行をしなかつたと判示しているところ、前記のごと くAが現にコンクリート柱に挾圧されて死亡している事実に徴し、被告人は、Aに おいて退避する暇のないような後退運転をなしたのではないかとの疑いをさしはさむとしても、医師E作成の「浦地刑第八二号照会書に対する回答」と題する書面の 記載によれば、Aの頭部は脳挫傷、頭蓋底骨折など直接の死因をなした傷害の部分 であるのに、その頭部には外傷を留めていなかつたこと、胸部に存した打撲傷も軽 度の打撲擦過傷であつたことが認められ、かかる外表上の損傷の程度に徴すれば、 被告人の後退方法が、Aにおいて退避する暇のないような高速あるいは急激なもの

であつたとして、被告人の徐行したという主張を斥けることはできない。

その他記録を精査して検討するも、自動車の運転者たる被告人において、自車の 後退を誘導中の助手自身の安全を確保するにつき、自ら降車するなどしてとくに注 意を払わなければならなかつたような特段の事情が存したことを認めるに足る証拠を発見しがたいから、被告人の前記後退の運転方法に過失を認むべき証拠は存在しないので、結局、本件犯罪についてはその証明なきことに帰着し、論旨は理由あ り、原判決は破棄を免れない。

よつて本件控訴は理由があるので、刑事訴訟法第三九七条、第三八二条によつて 原判決を破棄し、同法第四〇〇条但書により当裁判所において直ちに判決するに、 本件公訴事実は「被告人は、自動車運転の業務に従事していたものであるが、昭和 四〇年一一月二九日午前八時五分ころ、大型貨物自動車を運転し、埼玉県北足立郡 a町大字 b c 番地 C株式会社埼玉工場敷地内道路において、助手 A (当一八年)の誘導により、北方より南方の新工場荷積卸場に向け後退し、右荷積卸場入口西側の約九〇センチメートル幅のコンクリート柱と右荷積卸場入口に停車中の大型貨物車の間に自車を駐車させようとしたが、自車荷台には幌をつけていた一を後方の見通しが困難な状況にあつたのであるから、右 A の位置およびコンクリーを住と停車車両との間隔等を確かめ、その安全を確認して後退し、事故の発生を「オーライ」というを聞いただけで漫然後退した過失により、偶々前記コントでリート柱の前に立つていた A に自車左後部を衝突させ、よつて同人をして可蓋底により、同日午前八時二八分ころ、同県同郡同町大字 d e 番地 F 病院においていたるに至らしめたものである。」というにあるところ、前記のごとく犯罪ので、刑事訴訟法第三三六条により、被告人に対しては無罪を言い渡く、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 三宅富士郎 判事 石田一郎 判事 金隆史)